

令和元年度第1回千葉市子ども未来局指定管理者選定評価委員会議事録

1 日時：令和元年7月5日（金） 15時00分～17時00分

2 場所：千葉市議会（千葉市役所議会棟）第5委員会室

3 出席者：

(1) 委員

岩切 裕委員（会長）、鶴見 泰委員（副会長）、小栗 一徳委員、田原 洋子委員

(2) 事務局

【子ども未来局】 佐々木子ども未来部長

【子ども未来部子ども企画課】 内山課長

【子ども未来部健全育成課】 鎌野課長

4 議題：

(1) 会長・副会長の選任

(2) 指定管理者の公募から指定までの流れについて

(3) 「千葉市少年自然の家」の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件等について

(4) 指定管理予定候補者の選定に係る委員会の進め方について

5 議事の概要：

(1) 会長・副会長の選任

会長・副会長の選任を行った。

(2) 指定管理者の公募から指定までの流れについて

指定管理者の公募から指定までの流れについて、事務局から説明した。

(3) 「千葉市少年自然の家」の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件等について

次期指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、審議した。

(4) 指定管理予定候補者の選定に係る委員会の進め方について

指定管理予定候補者の選定に係る委員会の進め方（審査方法等）について、事務局から説明した。

6 会議経過：

○事務局 それでは、定刻より少し早いのですが、皆様お揃いでございますので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これより令和元年度第1回子ども未来局指定管理者選定評価委員会を開会させていただきます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、子ども企画課の岩崎と申します。

よろしくお願ひいたします。

本日は、委員の半数以上の皆様の御出席がございまして、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項の規定によりまして、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日は、お手元に議事次第、席次表をお配りさせていただいております。事前に青いファイルの配付資料を送付させていただいておりますが、大変申し訳ございませんが、そのうち資料4-2、指定管理者管理運営の基準につきましては、一部誤記がございましたので、本日机上に差しかえの資料を配付させていただいておりますので、大変恐れ入りますが、そちらを御使用いただければと思います。

資料に関しましては、お気づきの点がございましたら、いつでも事務局までお申しつけください。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局こども未来部長の佐々木より御挨拶を申し上げます。

○佐々木こども未来部長 皆様こんにちは。こども未来部長の佐々木でございます。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、本委員会をはじめといたしまして、市政各般にわたりまして御理解、御支援、御協力をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の委員会でございますけれども、つい6月に開催されました第2回定例会におきまして、千葉市少年自然の家の指定管理者制度導入に係る条例の改正について承認をいただいたところでございます。後ほど事務局から御説明を申し上げますけれども、指定管理者制度導入に伴う諸規定の追加ですとか利用対象者の拡大、そして、子ども料金を有料化するなどの料金に係る改正が主な内容でございます。

そのため、指定管理者の公募に係る募集条件、今後の委員会の進め方など、こちらを議題とさせていただいております。皆様方のご意見をいただきたいところでございます。

また、議題につきまして、特に公募に係る募集条件につきましては、応募者から提出された提案書の内容についての適否を行う、いわゆる判断根拠になるということでございますので、それぞれの審査項目、あるいは審査に当たっての視点等を事務局から御説明を申し上げますけれども、提案内容を審査する上で大変重要な部分となっております。

また、今後のスケジュールにつきましても、後ほど議会におきまして、指定の議決をいただく議案の提出まで非常にタイトなスケジュールとなっております。この部分につきましては委員の皆様方、大変お忙しい中ではございますけれども、本日を含めまして、御協力をいただきまして、それぞれ御専門の立場から忌憚のない御意見をいただければと考えております。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 続きまして、委員の皆様のご紹介でございますが、お手元の資料1、千葉市こ

ども未来局指定管理者選定評価委員会委員名簿をご覧ください。前回の委員会から変更はございませんので、恐縮ですが、こちらの委員名簿により御紹介にかえさせていただきます。

事務局職員の紹介につきましては、お手元の席次表の配付により、替えさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、会長選出までの間は仮議長をこども未来部長が務めますので、よろしくお願いいたします。

○佐々木こども未来部長 会長が選出前でございますので、その間、仮議長を務めさせていただきます。

まず、議題（１）会長・副会長の選任についてでございます。

会長及び副会長の選出は、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第9条第2項の規定によりまして、委員の皆様が互選により定めることとなっております。委員の皆様、御意見などはいかがでしょうか。

○田原委員 私のほうから推薦を申し上げたいと思います。

会長には引き続き岩切委員、よろしいでしょうか。幅広い知識をお持ちの岩切委員がいいと思います。それと、副会長には、引き続き鶴見委員でよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○佐々木こども未来部長 ありがとうございます。

ただいま田原委員より、会長に岩切委員を、副会長に鶴見委員をという御発言がございました。皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木こども未来部長 御異議がないようでございますので、岩切委員に会長を、鶴見委員に副会長をお願いいたしたいと思います。

なお、会長と副会長の任期でございますけれども、特に規定はございませんが、委員の任期と同様ということで同じ期間とさせていただきます。御協力どうもありがとうございました。

それでは、進行は一旦事務局にお返しします。

○事務局 恐れ入りますが、岩切委員には会長席に、鶴見委員には副会長席に御移動をお願いいたします。

岩切会長、鶴見副会長より就任の御挨拶をいただきたいと存じます。

それでは、岩切会長からよろしくお願いいたします。

○岩切会長 皆さんこんにちは。また会長ということで御推挙いただきましたので、なかなか大役で難しいんですけども、精いっぱい務めさせていただきます。どうぞ委員の皆様方、御協力よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、鶴見副会長、よろしくお願いいたします。

○鶴見副会長 鶴見でございます。副会長に選任されましたので、会長を精いっぱいサポートしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

以後の議事進行につきましては岩切会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○岩切会長 それでは、改めましてよろしくお願ひをいたします。

まず、議事に入る前に、会議の公開及び議事録の作成について確認をいたします。

お手元の資料2をご覧ください。

会議の公開及び議事録の作成等について、平成22年に本委員会で議決した事項でございます。本会議は、1のただし書きにあります募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議に該当いたしますので、本会議は非公開で実施することといたします。

続きまして、議題（2）の指定管理者の公募から指定までの流れについてに入らせていただきます。

事務局より御説明願ひます。よろしくお願ひします。

○内山こども企画課長 こども企画課の内山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。失礼して座って説明させていただきます。

それでは、資料3をお願ひいたします。

指定管理者の公募から指定までの流れにつきまして御説明をいたします。上から下に向かいまして時系列で記してございます。

一番上、第1回選定評価委員会が本日の会議でございまして、募集要項、管理運営の基準、選定基準などにつきまして事務局案をお示しさせていただいて御意見をいただきます。詳細につきましては後ほど御説明させていただきます。

その後、今月中旬までに、本日の意見を踏まえました最終的な募集関係書類を私どものほうで作成させていただきまして、皆様に送付させていただきます。

その後、募集書類の公表・配布、今月下旬に応募事業者に対する説明会や質問受け付け等を行いまして、正式な指定申請の受け付けは9月上旬ごろを予定しております。

申請を受けましたら、第1次審査といたしまして、応募資格等の形式的要件についての書類審査を事務局で行いまして、9月下旬ごろに第1次審査を通った事業者の提案書を皆様に配布させていただく予定でございます。

その後、2週間程度間を置きました10月中旬に選定評価委員会を開催いたしまして、提案内容の審査をしていただき、第1順位から第3順位までの指定管理予定候補者の選定を行っていただきます。なお、選定に係る委員会の進め方につきましては議題（4）で御説明をさせていただきます。

この結果を受けまして、10月下旬ごろまでに市のほうで指定管理予定候補者を決定いたしまして、上位の候補者から協議を行ってまいります。

順調にいきますと、11月上旬には第1順位の候補者と仮協定を締結いたしまして、11月下旬から開催されます市議会の第4回定例会に指定議案として提出をいたします。議案が可決された場合には、1月に指定管理者として当該事業者と基本協定を結びまして、4月の指定管理開始に向けて準備を行う、このような流れになっております。

説明は以上でございます。

○岩切会長 ありがとうございます。

今、御説明がありましたけれども、何か御質問等ございますか。

○鶴見副会長 第3回の委員会の日程はいつごろ決まりますでしょうか。

○内山こども企画課長 第3回の選定評価委員会ですけれども、2カ月ぐらい前には日程調整をさせていただきたいと思いますので、7月下旬から8月上旬という形で御留意いただければと思います。

○鶴見副会長 はい。了解いたしました。

○岩切会長 よろしいですか。

それでは、7月下旬から8月上旬ということですね。

ほかはございますか。大丈夫ですか。

それでは、御質問は以上ですので、進めさせていただきます。

議題（3）ですが、「千葉市少年自然の家」の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件等についてに入らせていただきます。

事務局より引き続き御説明をお願いします。

○内山こども企画課長 資料の中身の説明に入ります前に、私から本日御審議をいただきたい内容について簡単に説明をさせていただきたいと思います。

お手元に配付させていただいております青色のファイルをご覧ください。

千葉市少年自然の家の指定管理予定候補者の公募に係る各種資料について御紹介をさせていただきます。

初めに、資料4-1は募集要項ですけれども、施設の設置管理条例及び管理規則の規定を踏まえまして、対象施設の概要、業務の範囲、リスク分担、選定のスケジュールなど、募集の概要について示したものでございます。

次に、資料4-2は管理運営の基準でございますが、設置管理条例において定める管理の基準及び業務の範囲、すなわち指定管理者が行うべき業務の詳細について記載をしております、市が指定管理者に要求する指定管理業務の水準を示したものでございます。

次に、資料4-3の選定基準ですけれども、募集要項、管理運営の基準などの内容に基づきまして委員の皆様提案内容を評価していただく際の基準でございます。

資料4-4は、選定基準から審査項目を抜粋いたしまして表にまとめたものでございます。

次に、資料4-5ですが、応募者が提出する申請書類でございまして、提出された申請書類につきましては皆様に審査いただくものとなります。

次に、資料4-6ですけれども、指定管理者が行う施設の管理運営業務の詳細な事項や、管理運営に付随して定めておくべき事項などについて、市と指定管理者との間で締結する協定書でございます。

これらの資料につきまして修正すべき点がないか、御審議をいただくわけでございますが、資料4-2の管理運営の基準、資料4-4の審査項目につきまして特に重点的に御意見をいただければと思います。

私の説明は以上でございます。

引き続きまして、健全育成課長から各資料の具体的な内容について御説明をいたします。

○鎌野健全育成課長 健全育成課の鎌野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

申し訳ありません。座ってご説明させていただきます。

資料の説明に先立ちまして、施設の概要やPFI事業からの変更点について、資料はございませんが簡単に御説明申し上げます。

千葉市少年自然の家は、千葉市における生涯学習の基盤整備の一環として、子どもたちに豊かな生活体験、自然体験、共同宿泊体験を与える教育施設として、また、家族や青少年団体等が自然と親しむ活動を展開する場として長柄町に設置されました。

事業手法としてはPFIを採用し、民間事業者で構成します特定目的会社が施設の建設、事業運営、維持管理を現在行っているところでございます。PFIは公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力を活用して行う手法でして、千葉市では消費生活センターに続く2番目のPFI導入事例であり、公の施設の少年自然の家としては全国で初めてのPFIの導入事例でございました。現在に至るまで民間事業者により質の高いサービスが提供されております。そして、PFI事業終了後も引き続き民間事業者による管理運営が適切と判断いたしました。

維持管理面においても大変な良好な状態でございます。現段階において大規模な修繕を急ぐ必要がないことから、通常の維持管理、運営を行う上では指定管理者制度が適切であると考え、この制度の採用に至りました。

また、料金につきましては、この施設は義務教育段階にある子どもたちの自然体験、学習の場として設置されておりますことから、現在まで無料としていたところですが、しかしながら、維持管理運営経費が年間約3億円かかるのに対し、使用料収入は約900万円と、事業収支比率が毎年約3%で推移しております。今後も子どもたちに自然体験活動の機会を提供し、子どもたちの健全育成を図るためにも、この状況は何とか改善する必要があります。

そこで、今回、指定管理者制度を導入するとともに子ども料金を有料化し、さらに利用対象者を拡大し、新たな利用対象者の料金区分も設定し、施設の有効利用を図るため日帰り利用も可能とすることといたしました。

ただいま申し上げました内容につきましては、先日の市議会において、「千葉市少年自然の家設置管理条例の一部改正について」という議案が可決されましたので、今回、委員の皆様にお諮りする次第でございます。

ここで、現状のPFI事業における維持管理・運営業務と、今後5年間の維持管理・運営業務、指定管理者になった場合の変更点について少々お話ししますと、運営面では、1つ目は、現在行っている活動プログラムにかかる指導料の徴収が可能になること。2つ目は、指定管理者が使用の許可や減免の事務を行うとともに、利用料金の事前の収納確認が必要になってくること。3つ目は、現在、施設内に多く設置されております自動販売機の設置、これが市の公募設置となるため指定管理の事業範囲外になること。4つ

目が、展示室というものがございまして、その運営や、その中の展示品の更新を新たに追加しまして、この展示室の活用について新たな提案をしていただくことが可能になったこと。5つ目が、現在行っていております主催事業に加え、指定管理者が行う自主事業も可能になったことを挙げさせていただきます。

また、維持管理面ではほとんど変更はないのですが、修繕において、PFI事業では大規模修繕以外の修繕を運営事業者が全て行っておりましたが、指定管理者になった場合は金額をちょっと切らせていただいて、100万円以下の修繕を事業者が行うこととなります。

以上が業務内容の変更点となりますが、資料4-2、管理運営の基準の際にも触れさせていただきますことになると思います。

それでは、議題(3)「千葉市少年自然の家」の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件等につきまして、資料4-1から資料4-6まで説明させていただきます。

資料を見ていただきながら説明させていただきます。

まず、資料4-1、指定管理者募集要項(案)についてです。

今回御審議いただきます募集要項や管理運営の基準などの募集関係書類につきましては、本市の標準的な記載内容や考え方を示したひな形がございまして、それに準じて各施設に合わせた仕様に変更し、作成したものでございます。

お手元の青いファイルの資料4-1をご覧ください。

ここでは主立ったものと、ひな形からの変更内容、この施設特有の記載内容について説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

一番上の4、管理対象施設の概要の(1)設置目的等の表の2番目にあるビジョンでございます。本施設は子どもたちに豊かな自然体験・共同生活体験を与える教育施設として、また、市民が自然と親しむ活動を展開する場として整備されましたので、子どもを中心に記載しつつ、市民の方の自然体験、研修や新たな活用についてお示ししました。それを踏まえまして、その下のミッションでございます。学校教育の体験学習、自然体験、研修を基本としつつ、魅力的な事業展開により新規利用者の獲得を求めるといたしました。

1枚めくって5ページをお開きください。

中ほどの(4)指定管理者制度導入に関する市の考えでございしますが、成果指標については、先ほどのビジョンとミッションを踏まえまして3つ作成させていただきました。①延べの施設利用者数、②主催事業の実施数、③新規開発・改良を行った活動プログラム数を設定したいと考えております。

その下の数値目標でございしますが、施設利用者数、年間9万人という形で示させていただきました。これは直近5年間の平均利用者数をベースに、利用対象者の拡大や料金改定といった要素を鑑みて5%程度上乘せし、設定したものでございます。

その下、②の主催事業の実施数については年間20回以上、その下、新規開発・改良を行った活動プログラム数、年10件以上については、現在のPFI事業の実績を参考にし

て設定させていただきました。

右側の6ページをご覧ください。

中ほどの6、市の施策等との関係ですが、ひな形に全部で7項目ございます施策理解、市内産業の振興等に加え、ここでは(2)に市立小学校の体験学習利用及び市立学校教員の研修利用の項目を加えました。これは小学校5年生で行う移動教室、6年生で行う農山村留学、教育センター等の事業の利用を想定してもらう必要があるためでございます。

1枚めくっていただいて、7ページをお開きください。

上のほうの(4)には、施設がございます長柄町との協定に配慮しまして、地元雇用について盛り込ませていただきました。

少し飛びまして、15ページをお開きください。

9、経理に関する事項でございますが、(1)の指定管理者の収入として見込まれるものとして、ア、利用料金収入、イ、受託事業等収入、ウ、指定管理料を記し、指定管理の委託料の基準額として、5年間で、これは大事な金額の部分なんです、13億5,208万5,000円と提示してございます。また、一番下のエの自主事業による収入では、指定管理者が自主事業を積極的に行うことにより、収入を得ることができるよういたします。

続いて、18ページをご覧ください。

審査選定の(2)審査基準ですが、ここでは大項目ごとに配点の合計点数等を公表する形で記してございます。表の一番下の合計にありますとおり、合計点は170点としております。これについては後ほど資料4-4、審査項目の中であわせて説明させていただきます。

また1枚おめくりください。右側ですね。20ページをお開きください。

13、その他の(3)リスク分担に対する方針をご覧ください。

本市では5年間の指定管理終了後の本施設のあり方について、指定管理期間中に実施するサウンディング調査等に基づき検討する予定でございます。それに伴うリスクについても千葉市と指定管理者との協議により定めることといたします。これは事業期間中に施設のあり方検討することを、あらかじめ情報提供しておく必要があるためです。

次に、その下の表の中段やや下、「種類」のところの「施設等の損傷」の、「リスクの内容」の部分をご覧ください。3段ありまして、その中段、「利用者その他第三者による不適切な行為に起因する場合」のリスク負担を指定管理者とする旨、加えました。これは、例えば施設を利用する子どもが石を投げて窓を割ってしまったとか、あるいは、あつてはいけないんですが、第三者が悪意を持って施設に侵入して事件、事故を起こした場合のリスク負担を明記したものでございます。実際に、子どもの悪ふざけによる破損事故はそれなりに発生するため、明記する必要があることを考えました。これを事業者リスクにする理由としては、これら事件、事故の防止対策は指定管理者の業務範囲でもあるためと考えているところでございます。

資料4-1については以上です。

続きまして、資料4-2、指定管理者管理運営の基準をご覧ください。

これは指定管理業務の仕様書となるものでございます。

恐れ入りますが、本日机上配付しました資料をもとに説明させていただきます。

最初の見開きの2ページ部分、目次の部分をご覧ください。

全部で第5章までありまして、第1の「はじめに」から第5の「その他の重要事項」まで5つの内容を表記してございます。こちらについても要点を絞って説明させていただきます。

まずは4ページをお開きください。

4ページ中段下、第3、指定管理者が行うべき業務についてですが、1の施設運営業務において、これまでと変わる点としましては、まず、次のページ、5ページの中ほどの(3)のうち、入退所時間、使用時間及び休所日がございます。表に記されました内容は、使用期間を除き、指定管理者の提案に基づき、あらかじめ市の承認を得て、それぞれ変更することが可能となります。

また、そのページの下(4)にございます利用料金制度、この制度を導入することで、条例で定める利用料金の範囲内で市の承認を得て利用料金を定めることができるようになります。

右側の6ページをご覧ください。

条例で定める利用料金について御説明いたします。

現在、中学生以下の子どもは市内、市外在住を問わず無料でございます。そして、高校生以上の大人のみ有料となっております。表の中の該当箇所でございますと、「宿泊利用」の部分、「中学生以下の健全育成が主目的で利用する場合」の列の4行の部分に該当します。今お話ししたとおり、現在は中学生以下は市内、市外とも無料、市内の高校生以上が現在820円、市外の高校生以上が1,640円となっております。これを指定管理者制度の導入とともに見直したものが、今見ていただいている表になります。

見直しの内容としましては、中学生以下の健全育成を主目的とする場合以外でも利用可能とするなど、利用対象者を拡大します。そして、今まで宿泊のみの利用者だったものを、日帰り利用も導入いたします。そして、利用料金の改定と利用区分の新規設定でございます。具体的に申しますと、無料であった中学生以下の宿泊料金を、市内在住を300円、市外在住を600円といたします。高校生以上の新たな利用区分については、想定される事業経費をもとに算定した料金を設定いたしました。

なお、原則としまして、市外在住者の料金は市内の2倍とし、新しく導入する日帰りの料金は宿泊料金の約3分の1に設定してございます。また、現在料金を徴収している区分、教育目的の、高校生以上の大人の内、市外分については、消費税分の上昇分のみ反映させていただいているところでございます。

次に、ページの表の下にあります、イ、利用料金の減免の網かけしている箇所につきましては、会議の冒頭で事務局より説明しましたとおり、事前配付資料では修正前の内容になっておりました。大変失礼いたしました。指定管理者は減免の手続を条例及び規則に基づいて行うことになるということでございます。

1ページめくっていただいて、7ページをご覧ください。

(5) 施設の利用受付についてです。ここでは引き続き千葉市の小中学校の利用を最優先するとともに、中学生以下の子どもがいる市内家族利用の申請開始時期を現在より3カ月早めるなど、市内の子どもの利用を今と同じように優先します。

右側、8ページをご覧ください。

(7) 活動プログラム開発・提供業務では、利用者要望に基づくプログラムの指導料を徴収することができる旨を記してございます。

1枚めくって、右側、10ページをお願いいたします。一番下の部分、(11) 展示施設の運営業務では、展示施設の有効活用を図るため、現在の配備内容を踏まえた提案だけでなく、その他の運営方法の提案も可能とする旨が書かれてございます。

また1枚めくっていただけますでしょうか。12ページの下、(15) 緊急時対応でございいます。

アの災害時対応では、実は、長柄町と避難所等の施設利用に関して締結した協定がございいます。この協定に基づいた対応について触れてございます。

また少し飛びまして、20ページをお開きください。

一番下の(10) 修繕についてです。

修繕では、先ほども少し触れましたとおり、1件当たり100万円以下の修繕を指定管理者の負担で実施すること、また、21ページのウにございます管理運営の基準の資料3に記載の内容については、これは具体的に言うと、金額によらず指定管理者が実施すると書いてありますが、具体的に申しますと、例えば、ログハウス等のデッキの改修や、渡り廊下や橋の塗装、発電機のオーバーホールとか、その他、計画的に部品交換等の修繕が必要なものについては指定管理者が実施する旨を記してございます。

以上が資料4-2、管理運営の基準でございいます。

続いて、資料4-3、指定管理予定候補者選定基準(案)でございいます。この資料の1ページから3ページまでの審査に関する件は、先ほど事務局より説明がありましたので割愛させていただきます。

4ページをお開きください。

3、提案内容審査、(1)のア、審査項目及び配点の表についてです。ひな形では大項目であります指定の基準の5、6、下の部分の2つを除き、各項目に原則として5点を配点し、1から6までの合計点が140点となるところでございいますが、この表では合計点数が170点となっております。これは、本市が期待する事項の必要性、重要性を勘案し、例外的に加算した審査項目があるためでございいます。

5ページをご覧ください。こちらの表がそれに当たります。

続いて、さらに1枚めくって7ページをご覧ください。

(2)の採点基準ですが、表の中の網掛けのある審査項目は、原則的な採点方法によらない項目でございいます。

この中で2点御説明申し上げます。

まず、7ページの指定の基準2、施設の管理を安定して行う能力を有することの(1)同種の施設の管理実績についてですが、ひな形においてはそれぞれの施設に応じた記

載となっておりますので、ここでは公の施設の実績があるかどうか、青少年教育施設の実績があるかどうか、宿泊施設の実績があるかどうかで4項目作成しまして、それぞれ差をつけて評価することといたします。

少し飛びまして、14ページをご覧ください。

指定の基準の6、その他市長が定める基準の(3)市内・地元雇用への配慮については、施設従事者に占める割合を市内在住者だけではなく、長柄町在住者の割合も加味したものに變更し、その割合に応じて差をつけて評価することといたします。施設は千葉市にないもので、長柄町についても配慮するという内容でございます。

続いて、ひな形と配点や審査項目を變更した内容を対比させました表が資料4-4にございます。少し横長のものでございます。この資料4-4をお開きいただけますでしょうか。

これをもとに、ひな形から變更した箇所を御説明いたします。

まず、この表の見方でございますが、一番上の網かけの部分、一番左から指定基準としての大項目、そして、次に、ひな形の審査項目、配点、割合。次に、ひな形から變更した審査項目に黒丸を付してございます。その右側は、本施設用に変更した審査項目、配点、割合を、その隣には大項目ごとに、ひな形との配点の割合の増減を記載してございます。

次に、ひな形から變更した項目の設定、配点の考え方、その次に選定基準から抜粋した審査の視点、次に、評価を委員の方にしていただく項目か、あるいは、事務局において評価基準により数値的に判断できる項目か、最後に、各項目の評価については、ひな形の評価基準のように数値的に判断できる項目か、その原則によらない項目か、そして、選定基準の何ページに記載されているのかを示したものでございます。

それでは、黒丸の付した「變更有」の部分の説明に入らせていただきます。

この表の指定の基準2の(7)と(8)についてです。

まず、(7)の審査項目に、ひな形にはない「設備」を加え、「施設・設備の保守管理の考え方」とさせていただきます。逆に、その下の(8)は「設備」の文言がひな形から削除されて、「備品の調達・管理、清掃、警備等」としました。本施設は施設規模が大きいので、建築物と建築設備を一体的に維持管理することが効率的であり、また、予防保全の考え方に基づく適切な管理と経費の縮減とのバランスが大変重要となるため、管理能力を重視し、配点割合を上げることとしました。

次に、指定の基準3の(2)リスク管理及び緊急時の対応についてですが、これを小項目①事故・火災等への対応と②防災対策、災害時の対応に分けました。これについては点数自体は変わっておりません。

なお、けが、体調不良者への対応や、自然が多いところがございますので、野外生物対策の考え方、そして、施設のごきい長柄町との連携の考え方などの提案も含めて総合的に評価いただきたいと考えております。

その下、指定の基準4、施設の効用を最大限發揮するものであることの審査項目における配点が、ひな形と比べ大きく加点されているということが、今回の特徴であると考

えております。

(1)については、文言自体を少年自然の家に即したものに變更しましたが、配点自体は変わってございません。

(3)施設利用者への支援計画につきましては、少年自然の家が宿泊施設であり、さまざまな体験活動を行うための施設でありますことから、利用者の生活や活動のニーズに応じて支援する必要があるため、さらに5点加え、配点割合を上げてございます。

その下、(4)施設の利用促進の方策につきましては、今回の条例改正により、利用対象者を拡大したり、日帰りの利用を導入したりしますことから、新規利用者の開拓が大変重要となるため、ここでも5点加え、配点割合を上げてございます。

その下、(6)施設の事業の効果的な実施では、本施設のポテンシャルを生かした魅力的な事業の展開が要求されますことから、企画力を要する3項目、活動プログラム開発・提供や展示施設の運営、主催事業についてそれぞれ5点配点し、合計15点とし、10点加えた形となり、配点割合を大きく上げております。

この資料の裏面をご覧ください。

引き続き、基準4に該当するんですが、4の(8)自主事業の効果的な実施では、指定管理者の柔軟な発想による事業の積極的な展開を期待しまして5点加え、配点割合を上げてございます。一番下のほう、指定の基準6の(3)は、施設所在地の長柄町に配慮し、審査項目を市内、地元への雇用の配慮としました。これも先ほど説明させていただいたところでございます。

この表の下、※印の1でございます。これについて説明させていただきます。

※印の1については、配点合計が満点の25%以下で設定しなければならないこととなっておりますが、計算しますと17.6%と条件を満たしております。また、※2では、指定の基準5の(2)の配点は、満点の5%以上20%以下で設定しなければならないとありますが、計算した結果、11.8%と、条件を満たしているところでございます。

資料4-4の説明は以上でございます。

最後に、資料4-5、指定管理者指定申請書類(案)、資料4-6、管理に関する基本協定書(案)につきましては、細かい説明は割愛させていただきますが、これもひな形に準じ、少年自然の家の内容を落とし込んだ形となっております。

長くなってしまいました。説明は以上でございます。どうぞ御審議のほどお願いいたします。

○岩切会長 ありがとうございます。

御説明をいただきましたが、非常に膨大な内容で、委員の皆さんも疑問もありませんかと思っております。ただいまの事務局の御説明につきまして御質問、御意見等を出していただければと思います。

○鶴見副会長 質問なのですが、よろしいでしょうか。地元雇用への配慮の点なんですけれども、説明の中で長柄町と運営に関する協定を結んでいるという説明があったんですが、その中で長柄町町民を雇用するという取り決めはあるんでしょうか。

○鎌野健全育成課長 そういうものは具体的には盛り込まれていないんですけれども、配

慮するという中で、こちらが誠意として具体的に示す内容としては、このような形になったとお考えいただければと思います。

- 鶴見副会長 この協定というのは、おおむねどういう内容なんですか。
- 鎌野健全育成課長 これは、長柄町に、この自然の家を建設する際に取り交わした協定でございます。題名としては、千葉市少年自然の家の建設及び運営に関する協定書という内容でございます。目的としましては、この協定は相互に協力して自然の家の建設を推進し、その円滑な運営を確保することを目的とするということでございます。前段の部分は建設に対するもの、あと、自然豊かなところですから自然環境の保全について、そして交流活動について、あとは自然の家の運営上の留意事項等に、ボランティア活動に関すること、あとは長柄町の特色を生かした施設の利用プログラム等に尽力すること、あとは互いに協力するものという内容が含まれております。
- 鶴見副会長 建設後、この施設の開場後に定期的に長柄町と協議というのはやっているんでしょうか。
- 鎌野健全育成課長 これはPFIの運営事業者が運営協議会を年2回やっております、その際に長柄町の担当の課長さんがいらっしゃいまして、その際にいろいろ情報交換はさせていただいております。
- 田原委員 お見えになっていますね。
- 鶴見副会長 わかりました。ありがとうございました。
- 田原委員 日帰り利用を設けたということですがけれども、日帰りは時間的に9時から4時までですよ。日帰りの方はそこで何をするのでしょうか。
- 鎌野健全育成課長 想定されますことは、今、小学5年生が利用しているんですけども、学校利用ですと小学3年生、4年生がバスで来まして。
- 田原委員 ああ、そういう考えですか。
- 鎌野健全育成課長 はい。プロジェクトアドベンチャーですとか、そういったプログラムを消化していただいた後は、お昼に自分たちで御飯をつくって、そして、休憩して帰ろうとか、あとは、夏休みとか土日に関しては、小さいお子さんがいる家庭で、なかなか泊まりまではできないとか、そういった御家庭のニーズも多少あるということをおの事業者聞いておりますので。
- 田原委員 なるほど。小学3、4年生だったら日帰りでもいいですよ。そこでできますよね。それはいい考えですね。なるほど。
- 鎌野健全育成課長 はい。そういうもの。あと、なかなか利用が少ない幼稚園ですとか保育園の遠足ですか。あの施設はきちんと、イノシシが入らないように柵がしてございまして、比較的安全な場所なので、その中で活動していただくとか、ザリガニ釣りとかもできますので。そんなことを想定しております。
- 田原委員 そうですよ。とても使い勝手のいい。
- 岩切会長 私からも。今までに幼稚園とか保育園の利用というのがあったんですか。
- 鎌野健全育成課長 もちろん現在でも利用できる状況になっております。ただ、そんなに利用実績としては多くはないということで。

- 田原委員 ないですよ。幼稚園が来ているのは余り見かけないですもんね。
- 岩切会長 余り使われない理由は何でしょうか。
- 鎌野健全育成課長 やはり宿泊、原則宿泊という部分が。
- 田原委員 今まで日帰りがなかったの。
- 岩切会長 ああ、そうか。宿泊のみで使っていたということですか。
- 鎌野健全育成課長 そうでございます。
- 岩切会長 そうなんです。
- 田原委員 幼稚園は難しいですよ。連れてくるのは。
- 岩切会長 宿泊って難しいですね。
- 鎌野健全育成課長 日常保育するよりも多い人間が必要になるというので。
- 田原委員 必要になります。だから、日帰りになるととてもいい。
- 岩切会長 そうですね。
- 田原委員 人数も、利用価値が出ますよね。日帰りをすると。多分。
- 岩切会長 そうですね。
- 田原委員 子ども会では、何回も使っているのですが、今、利用者の質が落ちているんです。説明会はあるんですけども、きちんと履修していない団体が多くなってきている。
- 鎌野健全育成課長 利用状況がよろしくない団体についてですか。それは現状としては今のPFIの運営事業者が、予約の仕方ですか、当然キャンセルですか、そういう対応はしてございます。
- 田原委員 指定管理を受けた人たちが、きちんとノーだよと言えるような条件をつけてあげないといけないと思います。
- 鎌野健全育成課長 施設利用に関して、使い方が悪い団体についてお話しいただいたんですが、実は、予約等で困っているのもございまして、例えば、事前に何月の土日、何月の土日、何月の土日と、3つぐらい予約をしておきまして、日にちが決まったら残りの2つを土壇場でキャンセルし、1つだけ利用するとか、施設の利用上、特性上、直近でキャンセルしますと、新たにその場所に人は入れられないという状況がありまして、非常にその辺が稼働率に影響している部分がございますけれども、今回、条例改正したことで、料金の事前徴収とか、そういったものも含めておりますので、新たな指定管理者になったときには、ある程度そういったことも防げるのかなと、そんなふうに考えております。
- 田原委員 それと、障害者雇用について、この項目の中にありますよね。障害のある方が、あの施設の中でどのように働くのでしょうか。
- 小栗委員 障害者のお話が出ましたが障害者の人たちの施設を回ったりだとか、来てくださいだとか、利用を促すような取り組みをこれまでされてはいますか。障害者施設に対して案内を出したりとか、そのような取り組みをこれまでやってきたのかというのが、1つ目です。

また、資料4-1の4の(4)のところ、指定管理者制度導入に関する市の考えと

いうことで、これは成果目標、数値目標で数字を出されていると思うんですけども、これは利用者の数がひと括りになっています。子どもの利用だけではなくて対象範囲を広げるとおっしゃっていたと思います。合計の人数だけでは、子ども、大人の数がそれぞれどう増えたのかがわからないと思います。具体的に利用料金の体系を変えて利用対象を増やすとか、利用対象を増やしたら実際にどう増えたのかというのがわかるような人数の集計の仕方をした方が、より市としては効果を判断できるのではないかなと思います。それが2つ目です。

あと、管理運営の基準の資料4-2のところ、防犯関係のところなんですけれども、広大な敷地ですが、過去、防犯上問題になるような事件はあったのでしょうか。

- 田原委員 イノシシとか、そういう問題はあるけれども。
- 鎌野健全育成課長 一番は獣害ですね。
- 田原委員 獣害だけですよ。あとは、あそこは私も利用していますけれども、本当に出入りはきちんとしているし、本当に入れないんですよ。
- 小栗委員 そうですか。
- 岩切会長 今現在の防犯対策ですが、現状はどうなんですか。
- 事務局 今現在ですと、基本的には警備員を常駐させています。基本的に機械警備という形ではなくて、人による警備を行っているところです。夜間についても配置していますので、あと、防犯カメラが施設内計14カ所設置してございます。それと、何かあった場合には、例えば火災とかが万が一あった場合には、察知して対応しているという体制をとっておりまして、現在、運営を行っている範囲におきましては、特段何か大きなぼやがあったですとか、そういったことはないという状況でございます。
- 小栗委員 あと、もう1点なのですが、自動販売機の公募設置を、今回新しく始めるということなんですけれども、自動販売機を設置すると、ポイ捨てなどの問題が生じる可能性があります。どういうふうに考えていらっしゃいますか。
自動販売機を置くと絶対ごみの問題が出てくるんですけども、そのあたりはどのようなお考えがありますか。指定管理者が責任を持ってやるのか、自販機業者が対応するのか、職員が対応するのかをお教えいただきたい。今どこを読んでいるかという、資料4-2の27ページなんですけれども、例外的事項のところ、イの例外的事項の(ア)のところを質問しました。
また、(イ)の東京電力のところに関連して太陽光発電はやっているのでしょうか。
- 田原委員 やっていますよね。やっていますよ。
- 小栗委員 やっていますか。
- 事務局 ちょっとですが入れてはおります。
- 小栗委員 入れていますか。
- 事務局 ただ、当然あの施設の電力をすべて賄えるだけのものではなくて。
- 小栗委員 ではなくて、ほんの一部だけにかかっていると。
- 事務局 そうです。一部と、あと、ある意味では環境学習という目的も兼ねてやっているものですので、それほど大がかりな電力量を出すものではないという状況です。

ちなみに、管理運営の基準27ページに記載しました東京電力パワーグリッドのお話なんですが、これは実は東京電力のほうから昨年お話がありまして、実は、今はスマートメーターを設置して、自動検針をしたいというところがあるとのこと。ああいう立地にある場所ですから、なるべく人を動かしたくないというところがあるようでして、そのために端末とかを設定してやらせてもらいたいという話があったんですが、電波状況が悪いというところもありまして、特殊な装置を設置しないと自動検針がなかなか難しい状況があります。それを東京電力のほうで設置するというお話があるんですが、ただ、そうしますと、電力量が一定の分は発生してしまいますから、それについては東京電力が負担してやりますというお話はあったんですけども、しかし、今、そのPFI事業契約の中でこれを受け入れてしまいますと、東京電力からどこに対してお支払いいただくのかというところの契約上の問題が発生してくるところもありまして、なかなか今のPFI事業契約の中でそれを導入するのが難しいというところが判断になりまして、流れているような状況があります。

ただ、指定管理にすることによって、支払いの形も整理しやすくなる部分もございますので、その場合には東京電力のほうから、またそういった要望があれば、対応するということですね。その可能性があるということをご記載をさせていただいたという次第です。

○小栗委員 わかりました。

○田原委員 今、自動販売機はどこに置くのですか。

○事務局 想定しておりますのが、まず、一番大きなところはリフレッシュセンター棟ともう1カ所考えているのが、キャンプセンター棟、ログハウスゾーンの管理棟です。といいますのも、やはりログハウスゾーンと分かれていますので、やはり夏場の水分の補給に対して需要がかなりあります。

○田原委員 あそこにあったほうが便利ですよ。ログハウスのところにあったほうが。

○事務局 はい。現状、全くない状況ですから、その2カ所に設置する。ただ、リフレッシュセンター棟については、今かなりの台数が置かれていますので、正直そこまで必要ないのではないか、というのがありますから、夏場はやはり需要が一時的にぐんと上がってしまうんですけども、今の台数を常時置いておく必要はないのかなというところ。なので、その2カ所に対して設置を公募貸付により市の方で行う予定です。

○田原委員 今、あれはどういう状況でやっているんですか。公募しないでやっている。

○事務局 今、このPFI事業契約の中で事業者のほうに設置させるという形になりますので、PFI事業者のほうで自動販売機のベンダーと契約して置いているという状況です。市の施設におきましては、基本的に今、公募貸付のほうに切り替えを行っているところです。ただ、私どものこの施設につきましては、PFI事業契約に影響してしまいますので、この契約が切れるこのタイミングをもって切りかえると。それで対応することとなります。

○小栗委員 現状、年間、費用が3億かかっている、指定管理収入が900万円で、収支比率が3%だから指定管理にしようという話になっているわけですよ。大もとが。ですか

ら、少しでも収支比率を改善するというところが、まず私は第一命題だと思うんですよ。従来型の発想でやっていたら、従来と同じような結果しか出てこないと思いますので。

ですから、収支比率を少しでも改善できるような提案をきちんとしているかどうかというのが重要だと思います。資料の4-4のところで、いろんな項目が挙がっていて、一体どれを頑張ると、一番最初の目的を達成するところに近いのか。点数が多いところもあると思うんですけれども。

○鎌野健全育成課長 選定基準のうちの、指定の基準2の(7)の部分。

○小栗委員 ここですね。2の(7)の、このあたりですね。

○鎌野健全育成課長 はい。

○小栗委員 費用の削減が厳しいのであれば収入を増やす方向にしかないですよ。

○田原委員 だから利用者を増やすという。なので、無料のところを有料にするという案が出ているわけですね。

○小栗委員 そうですね。それが、ここの4の(4)と、さっきおっしゃっていた利用促進の方策。

○田原委員 そうですよ。

○小栗委員 そうすると、4の(4)と(6)を組み合わせると利用者の拡大を図っていくという。わかりました。

○鎌野健全育成課長 幾つかお話しされたかと思います。

まず最初に、障害のあるお子さんについて、障害者の施設に積極的にアプローチしているかどうか、それは後で担当がわかる範囲でお答えします。

学校利用で小中学校の特別支援学級だとか、あと、発達障害があつて養護教育センターに通っているお子さんたちの宿泊体験学習等をやっております。私も昔、学校現場にいたもので、そこがとても楽しかったから家族で行きたいというお子さんがいて、リピーターとして、今度は家族で利用しているという御家庭も何件か伺っております。バリアフリーで、障害のある子たちにとっても非常に使い勝手のいい施設ですので、そういうリピーターとともに、やっぱりそういった施設にも積極的なアプローチが必要なのかなとは思っております。

○事務局 障害者施設等への周知という点につきましては、今、この施設がもともと設置したPFI事業の中では、やはりベースとして持っているのが学校教育の利用になっておりますので、残念ながらそういった施設に対する周知というものは積極的に行っているという状況ではございません。ただ、学校現場を中心に利用した先生たちから、あそこの施設はいいよという形で、口コミでどんどん広がっているという状況がございまして、その結果、実は今、船橋市のほうの特別支援学校は、毎年、夏場に利用している状況です。200人規模で子どもたちを連れてきている状況もあります。

また、そういったものがどんどん広がりまして、県立の養護学校からも利用をさせていただきます、あと、東京都内とかも利用させていただきますという形で来ていますので、積極的な周知までは行えていない状況ではございますけれども、使っていただいた方からの

ロコミで利用がどんどん広がっている状況ではあります。

○佐々木こども未来部長 あと、私のほうから、資料4-1の5ページ(4)で、先ほど成果指標、数値目標の御質問がございました。

この9万人なんですけれども、事務局から先ほど、過去5年の平均値プラス5%の上乗せというふうに申し上げました。内訳なんですけど、9万人のうち、一応宿泊を5万1,000人、日帰りを3万9,000人という形で、合わせて9万人と設定をしたところでございます。この中で、子どもは何人、大人何人、あるいは企業等の活動、研修が何人という形では設定はしていないんですね。ただ、もちろん毎年の実績の報告をいただきますので、その中で、例えば企業の利用が何人という形、あるいは翌年度は何人増えたという結果を実績としてもらいますので、その実績を生かしていきたいと考えております。

○田原委員 障害のある方を採用した時点でどういう業務をするのでしょうか。

○鎌野健全育成課長 これは、応募される指定管理者の提案によると思うんですね。具体的にこういった形で障害者の方、それが採点基準に落とし込んでありますので。

○田原委員 提案は、事業者がするわけですか。

○鎌野健全育成課長 そうです。

○田原委員 それで、事業者から、では、何人は雇い入れますというのが。

○鎌野健全育成課長 はい。その提案に対しての審査基準がございましたので。

○岩切会長 私から何点か。

先ほど5%増という話は何回も出てきたんですけども、これは何万人に対して5%増なんですか。

○鎌野健全育成課長 直近5年の平均で約8万6,000人でございます。

○岩切会長 8万6,000人に対する5%増ですか。

○鎌野健全育成課長 それで9万人と。9万、ちょっと端数は切っていただいて。

○岩切会長 事前に皆さん送っていただいたと思うんですが、利用状況、利用者数の数字を見せてもらったんですが、平成30年度が8万8,821名と書いてあったんですね。内訳を見ましたら視察とか、見学とか入っていたのですが、これは利用者というカウントをしているんですか。

○鎌野健全育成課長 現状で。

○岩切会長 現状で。

○鎌野健全育成課長 現状では利用者というふうにカウントしております。

○岩切会長 利用者ということですね。では、今度の募集については視察とか見学者も入れてカウントするのですか。

○鎌野健全育成課長 視察・見学者に対して、例えば日帰り料金を取れるかということ、なかなか難しい部分がございますので、それは、例えば視察に来て、何か活動するとか、プログラムを経験するとか、体験するとか、そういったことがあれば利用料金をいただくことになるんですが、単なる見学とか視察だけでは料金はいただけませんので、その点は少し割引かないといけない。人数としてカウントできない部分が含まれるのかなと思います。

- 岩切会長 そうですよ。
- 鎌野健全育成課長 はい。
- 岩切会長 どこから5%増だったのかというのが、わからなかったので、8万6,000人。平均ですね。
- 鎌野健全育成課長 そうでございます。
- 岩切会長 平均ですね。
- 鎌野健全育成課長 はい。
- 岩切会長 これまでの。全て。
- 鎌野健全育成課長 過去5年です。
- 岩切会長 過去5年の平均ですか。わかりました。
- これは当然、提案者が目標を設定することができるわけですよ。
- 鎌野健全育成課長 提案内容によってですね。
- 岩切会長 提案内容で。
- 鎌野健全育成課長 自主事業を充実させたものにするので。
- 岩切会長 9万人というのは、もう決定しているわけではなくて。こちらからの提案は9万人だけれども、応募して来る場合は9万5,000人とか。
- 鎌野健全育成課長 集客の見込みは何人ですという提案が。
- 岩切会長 提案されてくるわけですね。
- 田原委員 提案すると多くするんでしょう。多分。9万人だったら9万5,000人とかにするのが常ですよ。
- 岩切会長 そうですよ。
- 事務局 今のお話の補足でよろしいでしょうか。
- 今のお話、実は資料4-5の様式集ですね。実際に事業者が提案をしてくる際の申請書類の中に提案書という様式がございまして、その中の提案書様式第17号です。
- 成果指標、市が設定した3つの項目に対して、一応これは3つの列がございまして、事業者が設定する目標が真ん中の列で、参考として市が設定した目標というのが、ここが9万人になるという形になりますので、我々としましては、9万人でとりあえず指標として見ますが、それに対して我々、事業者自身は、いや、私どもは9万5,000人でいきますというようなことが可能になる形になります。
- 岩切会長 だから、9万人というのは最低と考えていいんですか。
- 鎌野健全育成課長 我々が指定管理を行った上で、1年後、2年後、3年後の、実際どのように行われたか検証する際に、実績を何万人だとか見るときに、この9万人というものが生きてくると。
- 田原委員 5年間で、例えば最初の設定が9万人だったら、徐々に増やしていくよという設定だってあり得ますね。多分5年間のうちでね。
- 鎌野健全育成課長 はい。結果として9万を超えれば、成果指標をクリアしているというふうに判断をできる。
- 小栗委員 定員に対する稼働率はどうでしょうか。

- 鎌野健全育成課長 資料4-2の一番最後のほう、29ページに宿泊室ベースの稼働率が
ございます。
- 小栗委員 ここに出ていますね。
- 鎌野健全育成課長 はい。実質、宿泊、人のベースの稼働率もあるんですけども、こ
れの稼働率は、1月、2月、3月、4月が稼働率がすごく低いんです。この稼働率をど
うクリアしていこうかというのが課題になるとは思います。ここに示されている9万人
というのは、それを含めた意味のトータルした数字でございます。指定管理者が、この
稼働率の低い時期をどのように集客して稼働率を上げるかという課題をクリアするこ
とで、9万人を大きく上回るか、あるいは減らすかということになってくるかと思いま
す。その辺は応募する事業者の手腕というか、工夫によるところかと思えます。
- 小栗委員 そこが難しいですね。それは難しいですね。
- 岩切会長 もう1つ聞いていいですか。9万人という数字はわかったんですけども、
今度有料化されます。考えによったら有料化されるから減るのではないかとことも
あるだろうし、どんなふうに見込まれたんですか。
- 鎌野健全育成課長 見込みとしましては、有料化することで、この施設のポテンシャル
を考えたときに、宿泊に関しては余り影響はないというふうに考えております。子ども
の場合、無料から300円、市外は600円にはなるんですけども、例えば、千葉市の5年
生が移動教室で利用する場合、大体費用としては6,000円ぐらい、いろいろなことでかか
るんですが、それが保護者の負担が、2泊しますので6,000円から6,600円ぐらいに1割
強上がる。それについては保護者に御理解いただいた上で、大丈夫だと考えております
し、あと、市外の利用が1泊、子どもの場合600円になります。実は、市原市が長柄町か
ら一番近いんですね。ほとんどの小学校が今、無料で利用しています。内々で市原の小
学校の利用している先生に聞いたところ、値上げをするかもしれないんだけど、ど
うですかと聞いたところ、非常にいい施設なので、たとえ値上げしても確実に使うとい
う。これはアンケートをとってデータを集約したわけではないんですが、一現場の先生
に聞いた話だけなんですけれども、そんな意見も伺っておりますので、宿泊については
そんな減少は見込んでいないと。そんなふう考えております。
- 田原委員 そうですね。団体として私どもが使っていても、300円になったからって行
かないというわけではないですからね。
- 岩切会長 また、一方で、先ほどの幼稚園とかという話もあったけれども、日帰りが利
用できることで大きく増えるということも見込んでいないんですか。
- 鎌野健全育成課長 実際、日帰りを利用される方というのは、ロケーションとして、余
り交通の便がよくないというのが実際正直ございまして、千葉から電車で40分、バスで
20分、さらに歩いて20分というところがございますので、増える想定はしておりませ
んけれども、広報の仕方によっては多くの。
- 田原委員 日帰りのPRをすること自体のほうが、私は利用価値、利用もする人が多く
なるのではないかなと思いますよね。
- 小栗委員 会長がおっしゃっていた9万人という目標が適正なのかどうかというところ

にちょっと戻りたいんですけども、一番最初から9万人という目標というのが、本当に実現可能なかどうかということは、先程おっしゃっていた視察とか見学まで入って9万人だという設定をしている中で、本当に1年目から大丈夫なのかどうか。高過ぎないかどうか気がなります。

○田原委員 でも、下げられないんじゃないですか。今の現状は、あそこを拠点にしてどこかに出かけていくということは、いけないというのがありませんか。

○鎌野健全育成課長 現状ではそれはできません。

○田原委員 今の時点は、あそこの宿泊施設から、例えばあそこをホテルがわりに使うことはできませんとなっているんですよ。

○小栗委員 そうですか。

○田原委員 はい。だから、次の指定管理をするときには、そういうことも可能だよということが入らないと、今までどおりだと無理ですよ。

○鎌野健全育成課長 まさしく次の指定管理のときは、料金表を見ていただくと、資料4-2の6ページでございます。今、田原委員がおっしゃったところは、宿泊利用の表の右側、左記以外で利用する場合に該当します。

つまり、お子さんを連れた健全目的が主目的で利用する場合以外でも利用できるようになります。

○田原委員 そうすると、今やっている条件を外しているわけですね。

○鎌野健全育成課長 はい。

○田原委員 そうすると、そういうことが可能になるわけですか。今は絶対にできません。

○事務局 済みません、1点補足でございます。

ただ、そうはいいまして、この施設を利用するのに、ただのホテルというわけにもいかない部分がございますので、何らかの形での体験、例えば、そこをホテルがわりにはするんですけども、例えば夜間、星空観察とか、そういう活動に参加するとか、そういうことで利用というのもできるのかなというところです。

○田原委員 そういうのを入れておかないと、今の段階はね。ホテルがわりに使われていたら、タオルとか浴衣とかはないのかとか言われる可能性だってあるかと思います。

○事務局 実は、この管理運営で、資料4-2、9ページの中ほどですけども、(9)利用者生活支援業務というところに生活用品、活動プログラムに使用する消耗品等の提供がございまして、今でも売店業務があるんですが、その中で、例えば先ほどお話が出ましたタオルですとか浴衣、寝巻きみたいなようなもの、あるいは、活動プログラムに使用する乾電池とか、消耗品関係ですね。そういったもので、この施設を利用する上で、生活なども含めて利用する上で必要となるものについても、販売を指定管理の受託業務としてやってくださいというふうなオーダーにしています。

○田原委員 これからはそういうものを売りますよということですね。

○事務局 はい。そこはやはりニーズがございますので、それが無いからもうだめですというふうな言い方ではなくて、こういった方法もありますよという御提示をすることが

可能になるという形で、利用者の利便性の向上というものにつなげていきたいと考えております。

○鎌野健全育成課長 この部分は我々が想定しているのは、稼働率の低い冬の時期に企業の研修だとか、大学のサークルのゼミ合宿だとか、そういったことで利用いただくことで収益も上がるだろうし、稼働率も上がるのではないかということで料金設定をしたところです。その場合は子どもを連れてくる状況ではないので、ここで言う健全育成が主目的ではないので、また別の料金区分を設定しなくてはいけないということで、そこを想定して設定しております。

○岩切会長 ありがとうございます。

いろいろと出ているんですが、別件ですが、利用料金の設定というのは、条例の範囲内であれば安く設定することもできるということですか。

○鎌野健全育成課長 はい。そうでございます。

○岩切会長 あと、これは、募集要項の20ページにリスク分担の表があつて、その中に、先ほど御説明があつた施設等の損傷で、利用者その他第三者による不適切な行為に起因する場合がありますよね。これは金額に関係なくですか、指定管理者の負担の部分ですか。

○事務局 適切な保険などに入って対応してくださいというような形で記載しております。募集要項で言いますと、14ページの中ほどに保険の項目を記載させていただいております。

○岩切会長 そうですね。保険ですね。

ほかには委員の皆様でありますか。

○田原委員 13億円で5年間ですよね。

○小栗委員 最後に、13億円はどのように設定されたのですか。

○事務局 基本的には現在行っている事業をベースにしています。そこをベースにした試算を行ったという形になります。先ほどもお話がありましてとおり、現在、維持管理、運営を含めてPFI事業のほうで、年間3億円程度かかっております。平成14年のころの契約になりますので、実は契約上、消費者物価指数の影響を受けるような形になっておりますが、最近それが上がっている関係で増加傾向にあるところもあるんですけれども、やはりそれで見ても年間3億円ほどかかるというところがございます。

なので、この指定管理期間においても、実際の管理経費にしても、その程度かかってくるだろうというところです。ただ、指定管理者制度で利用料金制度などを導入することによって、これまで市に入ってきた施設使用に関する料金、これが事業者側の収入となります。ですので、管理料の計算におきましては、その管理経費から利用料金収入を差し引き、さらには受託事業等収入、先ほどお話ししました売店の収入ですとか、あとはプログラムを指導するときの指導料ですとか、そういったもろもろの事業者の収入として認められる収入ですね。そのようなものを差し引いた、その状態のものが5年間合計で13億5,208万5,000円という数字になるという算定でございます。

○小栗委員 わかりました。

○岩切会長 いろいろ御意見をいただきました。本日の委員会としての意見ということなんですが、募集要項から選定基準、審査項目、配点と結構内容があります。どのように御意見を申し上げていいか、難しいんですが、1つは、田原委員からの施設利用者への指導、指定管理者の指導が十分できるよという点ですが、それはどこに反映できるでしょうか。

○田原委員 今でもやってはいるんですよ。一般的に募集して、皆さん、宿泊施設を利用する人、利用団体で説明会はあるわけですよ。でも、その説明が、学校の先生もいらっしゃるんだけど、その先生が資料だけ持っていて、全員に啓蒙していない部分があったりするから、利用者のほうが不適切な使用をするわけですよ。だから、それを徹底するような指導を指定管理のほうでやらなければいけないと思います。

○岩切会長 それは指定管理の説明会の時に、そういう要素をどこかで入れていただくようなことしか、もうできないのかなと思うんですよ。

○田原委員 そうですよ。学校の先生も説明会を受けているんですよ。

○岩切会長 あと、小栗委員さんから出たんですけども、防犯対策を綿密にというか、詳細な対策をぜひ提案してほしいということですかね。あれだけ広大なところですので心配ですね。どこからでも入れるし。

今、本当に、あちこちで不審者が入っては、いろんなことが起こる時代ですので、想定しておかなければいけないですね。

○田原委員 安全対策みたいなものを強化して。

○岩切会長 小栗委員がおっしゃったように、収支を改善していかなければならないんだろうと思うんですね。その時に、この施設は子ども交流館とか支援館の利用者とは違って、さまざまな利用者がいるじゃないですか。

ですから、ざっくりと、ただ9万人という提案ではなくて、実際に細かい提案にはなるかと思うんですけども、学校関係の宿泊者が何万人、一般の利用者の宿泊者が何万人、日帰りは何千人と、もう少し具体的な数字を示していただかないと評価ができないのではないかと思いますか。

○鶴見副会長 そうですよ。見学とかまで入っていますからね。

○岩切会長 入っていますから。だから、ただ9万人に達したか、達しなかったかとか、そういうざっくりとした評価をやってもしようがないので。無理なことは要求できないんですよ。ですから、そのところを少し綿密な想定をしてもらえれば、9万人でいいと思うんですけども、ここが伸びていないねというような評価ができるかと思えます。

そういう評価ができるので、それが収支にもつながるわけじゃないですか。

○田原委員 そうですよ。ざっくり9万人というのね。

○小栗委員 おっしゃるとおりです。

○岩切会長 ですよ。

○小栗委員 今、会長がおっしゃったとおり、具体的にブレークダウンしていくと、では、数字を具体的につくるために、指定管理者がいろいろ考えるようになるかと思えます。

- 岩切会長 だから、学校関係が増える場合は、障害者の特別支援学校関係の利用がこれぐらい増えるとか、もう少し綿密に考えたほうが良いかと思えます。
- 田原委員 千葉市だけではなくて、大いに近隣の学校にPRするとか。
- 小栗委員 首都圏にまで広げて。
- 田原委員 そうですね。
- 岩切会長 そうすると見やすいかなど。これからの動きがね。
- 田原委員 指定管理を受ける側として分けられていると、自分たちの目的の人数を設定するのに楽ですね。ただ漠然と9万人だったら、本当に9万1,000人とか返ってきますよ。
- 岩切会長 利用者増の具体的な方策が、いろいろと出てくるのではないかと思うんですよ。
- 佐々木こども未来部長 そうすると、点数、配点を、そういうものをきちんとやってきたところの配点を高くすることにしたほうがいいんですかね。
- 岩切会長 それってどこですか。
- 佐々木こども未来部長 資料4-3の10ページで、AからEがありまして、極めて高い数値、一定程度高い数値、おおむねの数値目標みたいな形でランク、得点をつけているということです。その中で、やっぱり今、委員さんから御指摘がありました、実現性の高い提案という形になっていますから、単にざっくりではなくて、やっぱりこの部分は内訳も含めてとかという形では、しっかり見ていく必要があるなというふうには考えております。
- 岩切会長 よろしいですか。
- うまくまとまらないんですが、出た意見を斟酌していただければと思うんですけども、特に利用者数の見込みのところをもう少し具体的に提案できるようにして欲しいということ、収支の改善のためにもそう思います。
- あと、防犯対策と利用者の指導ですね。
- 田原委員 それは説明会のところ、説明会が。でも、指定管理では、今度変われば説明会をするかどうかもわからないですよ。
- 鎌野健全育成課長 指定管理者が決まった後に具体的な運営の際に協議をして、ここを特に重点的にやってくださいというふうに市から強く伝えることとなります。
- 岩切会長 交流館とか支援館とは違って、利用者層がかなり幅広い施設なので、本当に難しいですよ。
- 田原委員 相当な経験があつて、やっていく指定管理者でないと、あそこの管理は難しいですよ。
- 小栗委員 あと、決算書を要求するようになっていますが、ここの添付資料の中で、株式会社以外の場合は決算書の種類が違うので、ご注意ください。
- 岩切会長 では、これぐらいでよろしいですか。わかりました。
- 公募の開始に向けて、今、取りまとめた意見をどのように反映するのか、また、最終的な募集書類をどのように確定するのか、事務局から御説明願います。

○内山こども企画課長 それでは、今、皆様からいろんな御意見いただきまして、事務局の方でもう一度整理させていただきたいと思えます。そして、最終的な募集関係の書類を作成いたしまして、今月中旬ごろまでに皆様に送付させていただきますので、今の意見を踏まえたものになっているのかどうかというところを、お手元に届きましたら御確認をいただきまして、さらに修正が必要だということであれば、また事務局にお申しつけさせていただきたいと思えます。

また、それらを踏まえて、最終的には会長と我々事務局とで内容を確定させていただきまして、公募を開始するまでに最終的なものを皆様にまたお配りさせていただくという手順を踏ませさせていただきたいと思えます。

うまく反映できるかどうかも含めまして、内容の確認をまたお願いするようになりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○岩切会長 ありがとうございます。

今、御説明がありましたけれども、いろいろとまとまらない意見の中で、我々の意見をまとめていただくのは大変かもしれないですが、申し訳ありませんが、最終案ということで事務局のほうでまとめていただいて、私どものほうに確認をしていただければと思えます。委員の皆様方、お忙しいことと思えますけれども、ぜひ御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、議題（４）指定管理予定候補者の選定に係る委員会の進め方についてに入らせていただきます。事務局より説明願ひます。

○内山こども企画課長 それでは、資料5をお願ひいたします。

冒頭に申し上げましたけれども、10月に指定管理予定候補者を選定する委員会を開催する予定でございますが、その委員会の進め方につきまして御説明をさせていただきます。

上から順に御説明いたしますけれども、まず、9月下旬に第1次審査を通過しました提案書を皆様にお配りいたします。10月中旬に本委員会を開催させていただきたいと思っておりますが、その際の進め方といたしましては、まず、委員の皆様にあらかじめ提案書を御一読いただいた上で、委員会当日、応募者が提案書の概要について皆様に御説明をいたします。その後、直接応募者に質問等をしていただくヒアリングを行いまして、その後に各自で採点をしていただきます。これを応募者の数だけ繰り返すような形になります。

ちなみにですけれども、前回、平成28年度に子ども交流館と子育て支援館の予定候補者の選定をいたしました、そのときにヒアリングを行ったときですが、事前に大まかに採点をしてきていただきまして、当日、応募者とやりとりを行った後に御自身の採点を確定されるというようなやり方が多かったように思っております。あくまでご参考でございます。

採点が終わった後ですけれども、お一人でもEの評価があった場合、委員会で協議をしまして、失格するかどうかを決定するという規定もございまして、採点後に協議をしていただきまして、必要であれば採点結果を修正して各自の採点結果を確定するとい

うような流れでお願いしたいと思います。最後に事務局で集計をいたしまして、指定管理予定候補者の順位が決定ということになります。

説明は以上でございます。

○岩切会長 どれぐらいの提案があるかわかりませんが、よろしくをお願いします。

何か御質問はありますか。

○鶴見副会長 応募者多数の場合は2回、3回やる可能性もあるわけですね。

○内山子ども企画課長 そうですね。1日で終わるかどうかわかりませんが、皆様の御都合もあると思いますので、そこら辺は数に応じまして、また御相談させていただきたいと思います。

○鶴見副会長 ここはわかりませんが、別のところで2日やったこともあります。

○岩切会長 今の段階ではあれですけれども、またその時期になりましたらよろしくをお願いします。

それでは、最後になりますが、その他ということなのですが、事務局で何かございますか。

○内山子ども企画課長 本日は長時間にわたりまして少年自然の家の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件について御審議いただきまして、ありがとうございました。

次回の開催について御案内をさせていただきます。次回の開催日は令和元年7月29日の18時から20時までとなっております。今回は、一旦少年自然の家のほうからは離れていただいて、子ども交流館と子育て支援館の年度評価につきまして御審議をいただきたいと思っております。夜間の開催ということで、いろいろ皆様には御負担をかけるところになってしまいうんですが、御理解、御協力をよろしくをお願いしたいと思います。

○岩切会長 ありがとうございます。時間も大分たってしまいましたが、委員の皆さんから特に何かなければ。よろしいですね。それでは、本日の議事は終了させていただきます。委員の皆様、御協力ありがとうございました。事務局からお願いします。

○事務局 委員の皆様、大変お疲れさまでございました。

最後に情報公開に関するお願いがございます。本日の審議内容に関しまして、委員の皆様と直接情報提供や情報公開の要請、相談等が万が一ございましたら、まずは事務局まで御連絡をいただきますようお願いいたします。

以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。長時間にわたりまして大変活発かつ慎重な御審議を賜りまして、ありがとうございました。